# 平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （平成二十三年政令第二十八号）

#### 第一条（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

* イ  
  北海道古宇郡神恵内村
* ロ  
  北海道島牧郡島牧村
* ハ  
  北海道松前郡松前町及び古平郡古平町
* イ  
  北海道中川郡中川町及び天塩郡遠別町並びに富山県富山市
* ロ  
  北海道松前郡福島町及び中川郡音威子府村、大阪府茨木市及び豊能郡豊能町並びに鹿児島県奄美市及び大島郡瀬戸内町
* イ  
  静岡県駿東郡小山町
* ロ  
  神奈川県足柄上郡山北町及び石川県鳳珠郡能登町
* 一  
  この表に掲げる区域は、平成二十二年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。
* 二  
  平成二十二年六月十七日から七月十七日までの間の豪雨による災害に係る豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。
* 三  
  平成二十二年八月九日から同月十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十二年台風第四号によるものをいう。
* 四  
  平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十二年台風第九号によるものをいう。

#### 第二条（都道府県に係る特例）

前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

# 附　則

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

次に掲げる政令は、廃止する。

* 一  
  平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十二年政令第二百二十号）
* 二  
  平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十二年政令第二百三十一号）